

人事院は、令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和四年法律第十五号）に基づき、人事院規則一一八〇（職員の令和九年国際園芸博覧会特措法第二条第一項の規定により指定された国際園芸博覧会協会への派遣）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年七月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一一八〇一一

人事院規則一一八〇（職員の令和九年国際園芸博覧会特措法第二条第一項の規定により指定された国際園芸博覧会協会への派遣）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一八〇（職員の令和九年国際園芸博覧会特措法第二条第一項の規定により指定された国際園芸博覧会協会への派遣）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後

(派遣除外職員)

第三条 令和九年国際園芸博覧会特措法第十四条

第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一九 (略)

(削る)

十 | 十二 (略)

改 正 前

(派遣除外職員)

第三条 令和九年国際園芸博覧会特措法第十四条

第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一九 (略)

十 | 令和三年オリンピック・パラリンピック特

措法第十七条第一項の規定により派遣されて

いる職員

十一 | 十三 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。